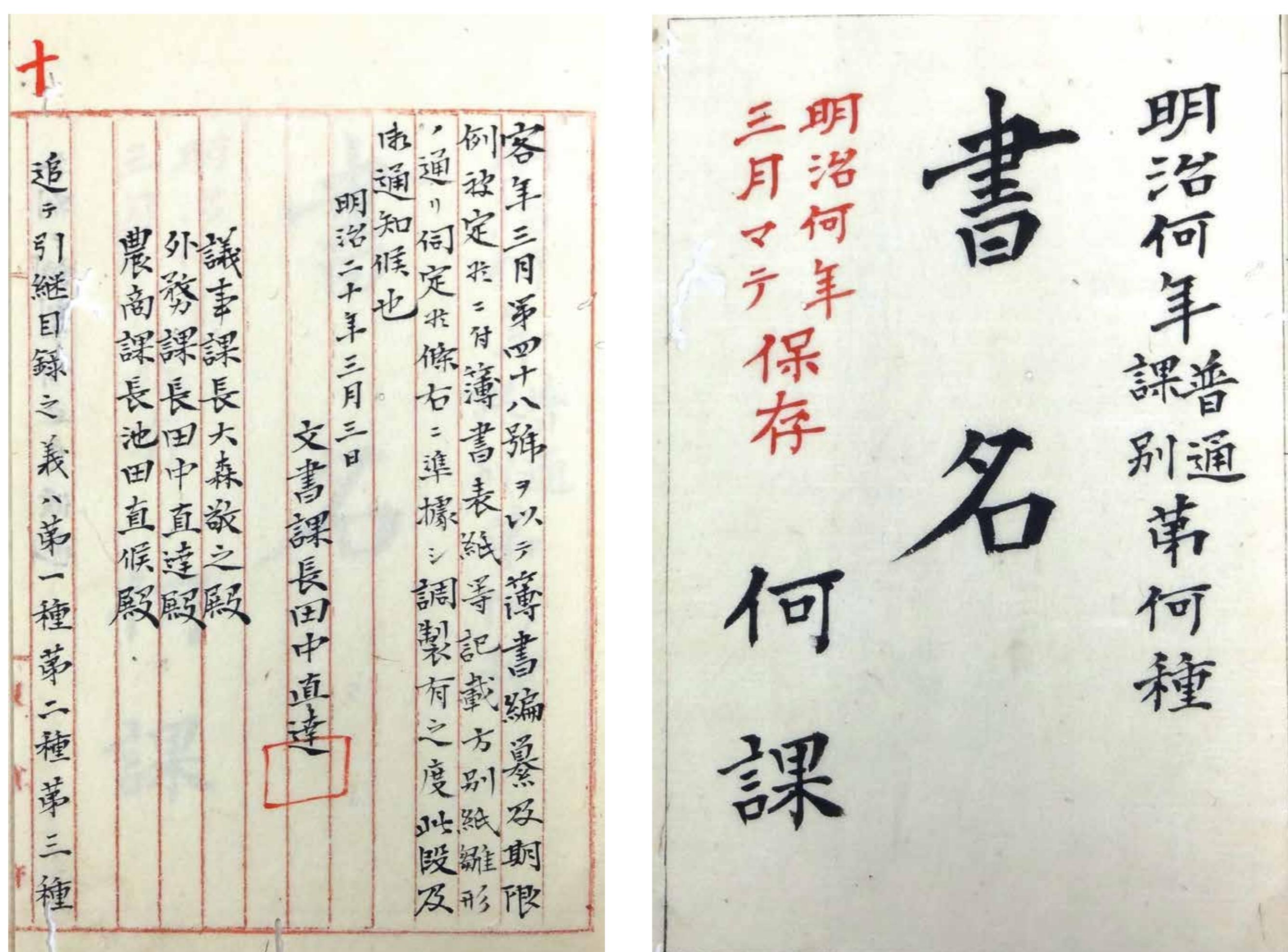


明治期東京府の文書管理

明治元年(1868)以来の東京府の行政活動は、徹底した文書主義にもとづくものであり、多くの公文書が作成され、その時々の文書管理規則に則って保存されてきました。

明治10年3月には「記録科文庫」が設けられ、旧幕府から引き継いでいた史料群とともに、「日用ニアラザル」諸課文書、現在の言葉で言えば非現用文書の移管ルールが定められています。ここでは、樟脳など防虫剤の設置や、曝書^{ばくしょ}といって夏場に風通しの良い場所に文書を置いて湿気を取り、改めて架蔵するなど、空調施設のない中でも懸命な文書保存策が施されていました。

こうした営みが、今日国的重要文化財に指定されている「東京府・東京市行政文書」33,807冊を形作ってきたのです。



明治二十年『本庁定規』

明治19年(1886)3月「簿書編纂及保存期限例」が施行され、文書の保存期間が

①無期、②七年、③三年と定められました。

翌年にはこの区別が表紙を見て一目でわかるように、文書の表紙記載の雛型が示されました。